

医療機関の長様

大阪府健康医療部長

医療機関への抗原簡易キットの配布について

日頃より、本府健康医療行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、医療機関の従事者等に軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に検査を実施できるよう、抗原簡易キット（以下、「キット」とする。）の配布を行うとされており、今般、希望数を本府にて取りまとめることとしました。

つきましては、配布を希望される場合は、下記を御確認いただき、指定のWebフォームによりお申込みください。当該キットを活用した早期の陽性者発見、感染拡大の防止に御協力いただきますよう、何卒よろしく申し上げます。

記

1 配布対象医療機関

府内にある病院、医科診療所※（有床・無床や標榜診療科は問いません。）

※当該キットの検査結果等により、新型コロナウイルス感染症患者と診断ができる医療機関

2 申込受付期間

令和3年7月12日午前10時から令和3年10月下旬（なくなり次第終了となります。）

3 配布申込及び使用実績報告

配布の申込みや使用実績の報告は、以下のWebフォーム（URL入力もしくはQRコード読み取り）により行ってください。

なお、Webフォームへのログインには、ID、パスワードが必要です。

ID、パスワードが分からない場合は、コールセンターへお問合せください。

【重要】

配布対象施設以外の方には、IDとパスワードをお伝えすることが出来ません。
あらかじめご了承ください。

<URL>

<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/48a2103f0ae4af35a57cefbb6fd78f470b6bb4d4afb85bbb67922142ea3ababa>

<QRコード>



(1) 配布申込

医療機関単位での申込みとなります。個人からの申込みは出来ません。

1 医療機関あたりの配布数は10個（1箱）単位で、1回の申込みにつき100個（10箱）まで申込可能です。申込回数に特段制限はありませんが、在庫に限りがありますので、配布数を調整することがあります。

(2) 使用実績の報告

キットの使用実績（使用数及び陽性判定数）は、使用日の翌日中に御報告願います。

※申込み、報告方法の詳細はホームページ掲載のマニュアルを参考にしてください。

4 配送

申込から1週間前後で配送します。

配送は、月曜日から土曜日の間に行います。日時の指定は出来ません。ご了承ください。

（不在の場合は、配送業者が持ち帰り再配送します。）

5 留意点

- ・医療機関の従事者等（医療従事者、受付、案内係、警備員等の職員）に症状（微熱を含む発熱、せき、喉の痛みその他の体調不良等）が現れた場合であって、医療機関の長が施設運営上の見地から必要と認める場合に使用できます。
- ・公的医療保険の診療の一環として検査を実施する場合には、配布するキットを用いることはできません（行政検査として扱われません）。また、自費診療での検査として用いることもできません。
- ・キットの判定が陽性の場合、医師の診察が必要です。新型コロナウイルス感染症患者と診断[※]した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出る必要があります。
※「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」においては、抗原定性検査は発症から9日目以内の有症状者については、確定診断に用いることができるとされています。
- ・その他キットの使用にあたっての詳細を、別紙に記載していますので必ずご確認ください。

6 配布予定のキット

企業名	製品名	サイズ・重量
デンカ(株)	クイックナビ-COVID19 Ag	縦80×横197×奥97mm 210g/箱、10個/箱

※キットは室温（2～30℃）で保存可能です。使用期限は2021年11月末までです。

（参考）本事業に関するホームページ

医療機関・高齢者施設等の社会福祉施設等への抗原簡易キットの配布事業について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kogen.html>

【お問合わせ先】

コールセンター TEL 06-7166-9988

開設時間：午前9時～午後6時（土日・祝日も対応）

抗原簡易キットの使用にあたって

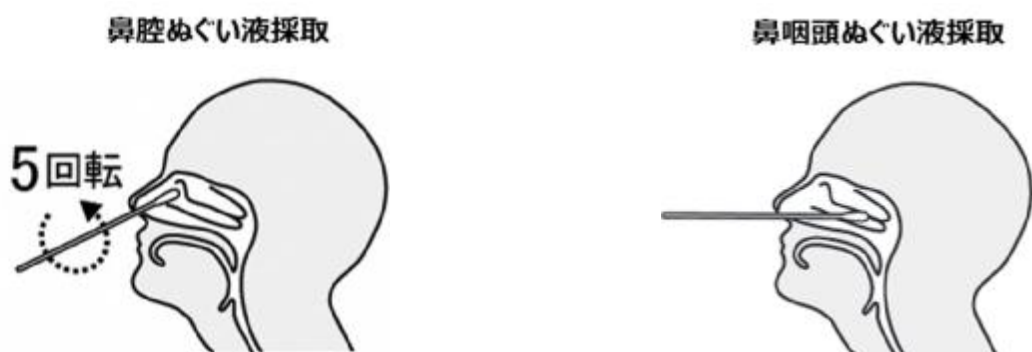
1 注意点

- 出勤前に体調が悪いことを自覚した場合は出勤せず、医師の受診を徹底してください。本事業で配布するキットは、出勤後に体調の悪化を自覚した場合などに使用していただくものとなっております。
- キットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないように、徹底してください。

2 使用要件

- ① 原則として、従事者への使用を想定していますが、医療機関の長が必要と認める場合は、入院患者等へ用いることもできます。
ただし、公的医療保険の診療の一環として検査を実施する場合には、配布するキットを用いることはできません。(行政検査として扱われません。)
また、自費診療での検査として用いることもできません。
- ② 抗原簡易キットで使用できる検体は鼻腔ぬぐい液か鼻咽頭ぬぐい液です。唾液は使用できません。

検体採取の方法（イメージ）



鼻腔	鼻咽頭
<ul style="list-style-type: none"> • 鼻から綿棒を 2cm 程度挿入し、5 回転させ、5 秒程度静置（<u>自己採取</u>^{※1} が可能） 	<ul style="list-style-type: none"> • 鼻から綿棒を挿入し、鼻咽頭を数回こする（<u>医師等</u>^{※2} が採取）

※1 医療従事者の管理下で実施してください。

※2 医師又は医師の指示を受けた保健師、助産師、看護師、准看護師若しくは臨床検査技師

裏面も御確認ください。

3 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性者	<ul style="list-style-type: none">• 速やかに医師の診察を受けるように徹底してください。• 新型コロナウイルス感染症患者と診断[*]した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出る必要があります。 <p>※「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」においては、抗原定性検査は発症から9日目以内の有症状者については、確定診断に用いることができるとされています。</p> <ul style="list-style-type: none">• 保健所への発生届（別添様式参照）の届出については原則としてHER-SYSへの入力により行うこととしていますが、HER-SYSを利用できない医療機関において診断を行った場合は、所管の保健所へFAX等により届出を行ってください。 <p>（参考）感染症法に基づく医師の届出のお願い</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/O1-shitei-O1.html</p>
陰性者	<ul style="list-style-type: none">• 偽陰性の可能性もあることから、受診を促すようにしてください。また、症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてください。

4 使用実績報告

キットの使用実績（使用数及び陽性判定数）は、使用日の翌日中に御報告願います。以下のWebフォーム（URL入力もしくはQRコード読み取り）にて行ってください。

※申込時のID、パスワードでログインできます。

<URL>

<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/48a2103f0ae4af35a57cefbb6fd78f470b6bb4d4afb85bbb67922142ea3ababa>

<QRコード>



5 その他

- 使用期限は、2021年11月末です。使用後のキットや使用期限が到来したキットは各医療機関にて廃棄してください。（廃棄方法については、キットの添付文書を御確認ください。）